

和歌山県社会福祉施設等災害復旧費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象（以下、単に「災害」という。）により被災した社会福祉施設等（長寿社会課の所掌に係るものに限る。）の設置者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（平成22年3月15日付け厚生労働省発社援0315第9号厚生労働事務次官通知の別紙。以下「国要綱」という。）、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について（平成21年2月13日雇児発第0213001号、社援発第0213003号、老発0213001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知）及び和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表①欄に定める施設の種類ごとに②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する社会福祉施設等（県内に所在するものに限る。以下同じ。）について、当該設置者が行う災害により被災した当該社会福祉施設等の災害復旧事業とする。ただし、別表①欄のその他の施設については、この限りではない。

(補助対象経費)

第3条 補助対象事業における補助金交付の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、災害により被災した社会福祉施設等の復旧（施設の復旧と一体的に行われる設備の復旧等であって、知事が必要と認めた復旧を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（次に掲げる費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費又は設計監督料等をいい、補助対象経費となる額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）とする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用（災害による地形地盤の変動によって生じた地割れ等の復旧に要する費用を除く。）
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を復旧することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用（心身障害児総合通園センターの相談・検査部門に係るものに限る。）
- (5) 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るものに要する費用
- (6) 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るものに要する費用
- (7) その他災害復旧費として知事が適当と認められない費用

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 補助対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（設置者が社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) 前号により選定された額と基準額（第5条の規定により知事に協議して承認を得た額をいう。）とを比較して少ない方の額に、別表④欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする災害復旧事業を行う原因となる災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき激甚災害として指定された場合における当該補助対象事業に係る補助金の交付額の算定の際の前項の規定の適用については、同項第2号中「別表④欄に定める補助率」とあるのは、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づく指定に係る知事が別に定める補助率」とする。

（事前協議）

第5条 この補助金の交付を受けようとする者は、次条第1項の申請を行う前に、あらかじめ、次の表に定める書面により知事と協議して、その承認を得なければならない。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
和歌山県社会福祉施設等災害復旧費補助協議書	別記第1号様式	1部	災害発生の日から30日以内

2 前項の協議は、協議しようとする災害復旧事業が施設整備（施設と一体的に行う設備の整備を含む。）の場合には、当該災害復旧事業に係る補助対象経費の額が80万円以上（保育所に係るものにあつては、40万円以上）でなければならない。

（交付申請の手続等）

第6条 規則第4条の規定にかかわらず、この補助金の交付の申請は、和歌山県社会福祉施設等災害復旧費補助金交付申請書及び事業実績報告書（別記第2号様式）に、次の表に定める書類を添えて行うものとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
災害復旧整備精算額内訳書	別記第3号様式	2部	別に知事が定める日
事業実績報告書	別記第4号様式	2部	
歳入歳出決算書（見込書）抄本		2部	

役員名簿（法人の場合）	任意	2部	
-------------	----	----	--

- 2 前項の申請を行うに当たっては、この補助金に係る次条第4号に規定する消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- 3 第1項の申請については、規則第22条の規定により規則第4条及び第13条の手続を併合して行うものとする。
- 4 第1項の申請に係る補助金の交付の決定をしたときの規則第7条の規定による通知は、和歌山県社会福祉施設等災害復旧費補助金の交付決定及び額の確定について（通知）（別記第5号様式）により行うものとする。
- 5 前項の通知については、規則第22条の規定により規則第7条及び第14条の手続を併合して行うものとする。

（交付の条件）

第7条 補助金の交付には、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）別表に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃止してはならないこと。
- (2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (3) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 交付決定後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）が確定した場合（当該仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、消費税等仕入控除税額報告書（別記第6号様式）を速やかに、遅くとも当該交付決定の日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に提出しなければならないこと。この場合において、補助対象事業を行う者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、当該本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告の内容に基づき報告を行うこと。

なお、知事へ報告書を提出した結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

- (5) 補助対象事業を行う者が市町村の場合は、この補助金と補助対象事業に係る予算及

び決算との関係を明らかにした和歌山県社会福祉施設等災害復旧費補助金調書（別記第7号様式）を作成し、当該補助対象事業に係る歳入及び歳出についての証拠書類を整理するとともに（補助対象事業を行う者が市町村以外の者の場合は、この補助金と補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに）、これらの書類を当該補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。

- (6) 市町村以外の者が、補助対象事業を行うために締結した契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金提供を受けていないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附にあっては、この限りでない。
- (7) 補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結したいかなる契約においても、契約の相手方が当該建設工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾していないこと。
- (8) 市町村以外の者が補助対象事業を行うために締結した契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠していること。
- (9) この補助金に係る補助金の交付と補助対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けていないこと及び受けてはならないこと。
- (10) この補助金の交付の際に付した条件に違反した場合は、この補助金の全部又は一部を取り消すことがあること。

（算定方法及び手続の特例）

第8条 特別の事情により第4条に定める算定方法及び前2条の規定による手続によることができない場合は、あらかじめ知事の承認を受けた上で、その承認を受けた算定方法又は手続によることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年3月7日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月19日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。

(3) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム	老人福祉法第15条第3項又は第4項	市町村及び社会福祉法人	3 / 4
(4) 軽費老人ホーム (A型)	老人福祉法第15条第5項	市町村及び社会福祉法人	3 / 4
(5) 軽費老人ホーム (B型)	老人福祉法第15条第5項	市町村及び社会福祉法人	3 / 4
(6) 軽費老人ホーム (ケアハウス)	老人福祉法第15条第5項	市町村、社会福祉法人及び民間事業者	3 / 4
(7) 都市型軽費老人ホーム	老人福祉法第15条第5項	市町村、社会福祉法人及び民間事業者	3 / 4
(8) 老人福祉センター (A型)	老人福祉法第15条第5項	市町村及び社会福祉法人	2 / 3
(9) 老人福祉センター (特A型)	老人福祉法第15条第5項	市町村及び社会福祉法人	2 / 3
(10) 老人福祉センター (B型)	老人福祉法第15条第5項	市町村及び社会福祉法人	2 / 3
(11) 老人福祉施設付設作業所	老人福祉法第15条第5項	市町村及び社会福祉法人	2 / 3
(12) 在宅介護支援センター (26を除く。)	老人福祉法第15条第2項	市町村及び社会福祉法人	3 / 4
(13) 認知症高齢	老人福祉法第14条	市町村、社会	3 / 4

者グループホーム（(25)を除く。）		福祉法人及び民間事業者（医療法人を除く。）	
(14) 在宅複合型施設	平成6年9月14日老計第120号厚生省老人保健福祉局長通知「在宅複合型施設の整備について」	市町村及び社会福祉法人	3 / 4
(15) 生活支援ハウス（(22)を除く。）	平成12年9月27日老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」	市町村及び社会福祉法人	3 / 4
(16) 小規模多機能型居宅介護	老人福祉法第14条	市町村、社会福祉法人及び民間事業者	3 / 4
(17) 夜間対応型訪問介護ステーション	老人福祉法第14条	市町村、社会福祉法人及び民間事業者	3 / 4
(18) 介護予防拠点	平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知「地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金の実施について」	市町村、社会福祉法人及び民間事業者	3 / 4
(19) 地域包括支援センター	介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第2項又は第3項	市町村、社会福祉法人及び民間事業者	3 / 4
(20) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	介護保険法第8条第15項	市町村、社会福祉法人及び、民間事業者	3 / 4
(21) 看護小規模	介護保険法第8条第23項	市町村、社会	3 / 4

多機能型居宅 介護事業所		福祉法人及び 民間事業者	
(22) 生活支援ハ ウス（通所介 護事業又は通 所リハビリテ ーション事業 を行う介護老 人保健施設に 併設又は隣接 している場合 に限る。）	平成12年9月27日老発第6 55号厚生省老人保健福祉局長 通知「高齢者生活福祉センター 運営事業の実施について」	市町村、社会 福祉法人、医 療法人及びそ の他知事が認 めた者	1 / 2
(23) 介護老人保 健施設（併設 される通所リ ハビリテーシ ョン事業実施 部分を含む。）	介護保険法第94条第1項（同 法第41条第1項及び第72条 第1項）	市町村、社会 福祉法人、医 療法人及びそ の他知事が認 めた者	1 / 3
(24) 介護医療院 （併設される 通所リハビリ テーション事 業実施部分を 含む。）	介護保険法第107条第1項（ 同法第41条第1項及び第72 条第1項）	市町村、社会 福祉法人、医 療法人及びそ の他知事が認 めた者	1 / 3
(25) 認知症高齢 者グループホ ーム	老人福祉法第14条	医療法人	1 / 2
(26) 在宅介護支 援センター（ 介護老人保健 施設、病院又 は診療所に併 設している場 合に限る。）	老人福祉法第15条第2項	市町村、社会 福祉法人、医 療法人及びそ の他知事が認 めた者	1 / 2

<p>(27) 訪問看護ステーション</p>	<p>介護保険法第70条第1項</p>	<p>市町村、社会福祉法人、医療法人、過去に保健衛生施設等施設整備費補助金の交付の対象であった訪問看護ステーションを有する民間事業者（社会福祉法人、医療法人を除く。）</p>	<p>1 / 3</p>
<p>3 その他施設（国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるものをいう。）</p>	<p>別途厚生労働大臣が定める基準等</p>	<p>市町村、社会福祉法人又は日本赤十字社</p>	<p>2 / 3 から 3 / 4 まで</p>

別記第1号様式（第5条関係）

和歌山県社会福祉施設等災害復旧費補助協議書

施設種類		名称		設置主体	
所在地				設置年月日	
建物の規模・構造					
罹災年月日			災害の種類		
被害の概況	発生原因等				
	主要部分の破損状況				
入所者の状況					
被害の概算額					
災害復旧所要額 及びその内訳	区分	員数	単価	金額	摘要
			円	円	
	計				
備考	(すでにとった措置。今後とろうとする措置等を記入すること。)				

(注) 災害箇所は、別添建物配置図朱記のとおり。

(写真も添付するときは番号を付し、災害箇所と対比させること。)

別記第2号様式（第6条関係）

年 月 日

和歌山県知事 様

住所
氏名

年度和歌山県社会福祉施設等災害復旧費補助金交付申請書及び事業
実績報告書

このことについて、次により補助金を精算交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 精算交付申請額 金 円
- 2 施設の種類等

関係書類（別添）

- 1 災害復旧整備精算額内訳書
- 2 事業実績報告書
- 3 歳入歳出決算書（見込書）抄本
- 4 役員名簿（法人の場合）

別記第3号様式(第6条関係)

災 害 復 旧 整 備 精 算 額 内 記 書

(申請者名)

(設置者の氏名)

(施設の名称)

施設種別	設置者の 総事業費 A 円	対象経費の実支 出(予定)額 B(≤A)円	寄付金その他の収 入額等 C 円	差引額 D(=A-C)円	基準額 E 円	県補助 基本額 F 円
1 災害復旧費						
災害復旧費 計						

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
 (2) C欄には、移行時特別積立金を含めること。
 (3) F欄には、B欄、D欄、E欄のうち最も少ない額に、要綱の別表④補助率を乗じて得た額とすること。
 (4) A欄～E欄の災害復旧費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく記入すること。
 (5) F欄には、施設種別毎の内訳の金額を記入すること。

別記第4号様式（第6条関係）

事業実績報告書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体

2 災害の状況

- (1) 災害の名称
- (2) 被災年月日
- (3) 被災状況

3 災害復旧事業の内容

区 分	復 旧 総 面 積	備 考
	m ²	

- 注) 1 本表は災害復旧費のうち、補助対象事業分について記入すること。
2 備考欄には、災害の復旧部門及びその面積等を具体的に記入すること。

4 復旧施設の構造及び規模

- (1) 敷地面積 m²
- (2) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収(予定)地の別）
- (3) 建物の面積 建築面積 m²、延面積 m²
- (4) 建物の構造（ ）造

5 支出済事業費総額

- (1) 主体工事費 円
- (2) 工事事務費 円
- (3) 合 計 円

(注) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

6 施工期間

- (1) 契約年月日
- (2) 着工年月日
- (3) 竣工年月日
- (4) 事業開始年月日

7 平成20年4月17日社援発第0417001号、老発第0417001号又は雇 児発第04170001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分につい て」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3 の(1)に規定する抵当権の設定の有無

有 ・ 無

8 その他参考事項

(添付書類)

- 1 請負いの場合は、工事請負契約書の写
直営の場合は、支払領収書の写
- 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写
(建築基準法第7条第3項又は第18条第7項の規定による検査済証)
- 3 工事契約金額報告書(別紙①)
- 4 抵当権の設定を証明できる書類(登記簿の写し等)を添付すること。

様

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

年度和歌山県社会福祉施設等災害復旧費補助金の交付決定及び額の確定
について（通知）

年 月 日付け 第 号で申請のあった標記について、和歌山県補助金
等交付規則（昭和 6 2 年和歌山県規則第 2 8 号）第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり
交付することを決定するとともに、同規則第 14 条の規定により額の確定をしたので、
同規則第 7 条及び第 14 条の規定により通知します。

記

1 補助金の額

金 円

2 この補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）別表に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃止してはならないこと。
- (2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (3) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 交付決定後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除でき

る部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）が確定した場合（当該仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、消費税等仕入控除税額報告書（別記第 6 号様式）を速やかに、遅くとも当該交付決定の日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに知事に提出しなければならないこと。この場合において、補助対象事業を行う者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、当該本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告の内容に基づき報告を行うこと。

なお、知事へ報告書を提出した結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

- (5) 補助対象事業を行う者が市町村の場合は、この補助金と補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした和歌山県社会福祉施設等災害復旧費補助金調書（別記第 7 号様式）を作成し、当該補助対象事業に係る歳入及び歳出についての証拠書類を整理するとともに（補助対象事業を行う者が市町村以外の者の場合は、この補助金と補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに）、これらの書類を当該補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならないこと。
- (6) 市町村以外の者が、補助対象事業を行うために締結した契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金提供を受けていないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附にあっては、この限りでない。
- (7) 補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結したいかなる契約においても、契約の相手方が当該建設工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾していないこと。
- (8) 市町村以外の者が補助対象事業を行うために締結した契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠していること。
- (9) この補助金に係る補助金の交付と補助対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けていないこと及び受けてはならないこと。
- (10) この補助金の交付の際に付した条件に違反した場合は、この補助金の全部又は一部を取り消すことがあること。

3 前項により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

別記第6号様式（第7条関係）

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

申請者住所
氏名又は名称 印

年度消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日 第 号で交付決定を受けた 年度和歌山県社会
福祉施設等災害復旧費補助金に係る消費税等仕入控除税額については、下記のとおり報
告します。

記

- 1 施設の種類及び名称
- 2 和歌山県補助金等交付規則第14条の規定による確定額又は事業実績報告による精
算額
金 _____ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除
税額（要補助金返還相当額）
金 _____ 円
- 4 添付書類
3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書類
（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認で
きる資料）

別紙①

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

発注者
代表者 印

施工業者
名称
代表者 印

工事契約金額報告書

発注者（委託者） と請負者（受託者） は 施設建設工事に係る工事
請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、補助金について
もこれに基づき算定したことを報告する。

	契 約 年 月 日	金 額
当初 工事請負契約	年 月 日	金 円
変更（追加）契約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円
設計監理委託契約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円

別記第7号様式(第7条関係)

和歌山県社会福祉施設等災害復旧費補助金調書

市町村名: _____

年度

県補助金	市 町 村										備考
	歳 入			歳 出							
	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち 県補助額	支出済額	うち 県補助額	翌年度 繰越額	うち 県補助額	
交付決定額		円	円		円	円	円	円	円	円	

- (注)
- 1 「県補助金交付決定額」は、交付決定通知書の補助金の額を記入すること。
 - 2 「市町村」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節の別を、歳出にあつては款、項、目の別をそれぞれ記入すること。
 - 3 「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
 - 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
 - 5 補助事業の市町村の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業に係る補助金についての調書の作成は、本表に準じること。この場合において、市町村の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に県補助金額を内書()をもって付記すること。